

県南広域振興局長告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、金流川沿岸涌津土地改良区（一関市）の定款の変更を認可した。

平成26年4月4日

県南広域振興局長 遠藤達雄